

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令新旧対照表
 ○ 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（略）</p>	<p>第五条の次に次の一条を加える。 （戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法）</p> <p>第五条の二 法第十九条第四項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>2 法第十九条第四項に規定する総務省令で定める場合は、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。</p> <p>第六条中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をした」を「第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている」に改める。</p> <p>第七条の次に次の一条を加える。</p> <p>（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）</p> <p>第七条の二 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別、当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必</p>

要な事項とする。

第八条第一号中「法第三十条の四十四第一項に規定する」及び「(以下「住民基本台帳カード」という。)」を削る。

第十一条第一項第一号中「法第二十二條」の下に「、第三十条の四十六及び第三十条の四十七」を、「転入」の下に「等」を加える。

第三十四条を削り、第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条中「市町村長」を「法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長(以下「住所地市町村長」という。)」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第三十六条とし、第三十八条を第三十七条とする。

第三十九条及び第四十条中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第三十九条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とする。

第四十一条中「第三十条の十九第一項」を「第三十条の十八第一項」に、「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条中「第三十条の二十三第二項及び第三項」を「第三十条の二十一第二項及び第三項」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十三条を削る。

第四十四条中「第三十条の二十五第二項及び第四項」を「第三十条の二十四第五項及び第七項」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に、「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以

第四十四条の次に次の六条を加える。

(通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項)

第四十五条 令第三十条の二十六第一項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに令第三十条の二十六第一項に規定する通称(以下「通称」という。)として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明とする。

2 令第三十条の二十六第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)

第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称が記載されている場合におけるこの省令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の	氏名	氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称(以下この条から第二十七条の二までにおいて「通称」という。)
第二十一条の	氏名	氏名及び通称

外の市町村の市町村長」を「住所地市町村長以外の市町村長」に改め、同条を第四十三条とし、第四十六条を第四十四条とする。

第四十四条の次に次の四条を加える。

二 第二号及び 第七号並びに 第二十七条の 二 第二号及び 第七号		
別記様式第1 及び別記様式 第2	氏名	氏名／通称

(在留カードに代わる書類等)

第四十七条 法第三十条の四十五及び令第三十条の三十一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五及び令第三十条の三十一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券とする。

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

(在留カードに代わる書類等)

第四十五条 法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券とする。

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

第四十八条 法第三十条の四十六に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合

二 日本の国籍を有しない者（法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

（外国語で作成した文書への訳文の添付）

第四十九条 法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第五十条 令第三十条の二十九第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合

二 令第八条、第八条の二、第十条又は第十二条第三項の規定により消除された住民票、戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は法第九条第二項の規定による通知に係る書面その他の世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を明らかにすることができる書類を住所地市町村長が保存している場合

（略）

附則

第四十六条 法第三十条の四十六に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合

二 日本の国籍を有しない者（法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

（外国語で作成した文書への訳文の添付）

第四十七条 法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第四十八条 令第三十条の二十六第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合

二 令第八条、第十条又は第十二条第三項の規定により消除された住民票、戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は法第九条第二項の規定による通知に係る書面その他の世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を明らかにすることができる書類を住所地市町村長が保存している場合

別記様式第1及び別記様式第2中「第38条関係」を「第37条関係」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定及び第四十四条の次に六条を加える改正規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日

二 附則第二条の規定 公布の日

(略)

(施行期日)

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定及び第四十四条の次に四条を加える改正規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日

二 附則第二条の規定 公布の日

(外国人住民に係る住民票に関する経過措置)

第二条 改正法附則第五条第一項に規定する総務省令で定めるものは、改正法附則第三条第五項に規定する通知を受けた後、同条第一項に規定する仮住民票（以下この条において「仮住民票」という。）の記載事項のうち改正法による改正後の住民基本台帳法第二十二条第一項第二号又は第五号に掲げる事項に変更のあった場合において、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）附則第五条の規定により当該仮住民票の記載の修正が行われていないもの以外のものとする。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法施行令（昭和四十二年法律第二百九十二号）の項中「

第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改める。